

平成 26 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

ASEAN 主要国及び台湾における特許及び商標の
審査基準・審査マニュアルに関する調査研究報告書
【商標編】

平成 27 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

5. タイ

5. 1 タイにおける商標関連法規

タイにおける商標関連法規は、以下のとおりである。

- ・商標法 B.E.2543(2000年)法律(第2号)により改正された1991年10月28日法律¹⁰⁵
- ・地理的表示法 2003年¹⁰⁶

5. 2 タイ知的財産庁で作成されている審査基準関連資料及びその概要

タイ知的財産局(Department of Intellectual Property: 以下「DIP」)においては、以下の審査基準関連資料が作成され、公開されている。

①商標審査及び異議申立実施ガイドライン¹⁰⁷

(คู่มือปฏิบัติเกี่ยวกับ การตรวจสอบและคัดค้านเครื่องหมายการค้า) (タイ語)

2009年作成、2012年改訂及び公開

総ページ数：47ページ

概要:

本ガイドラインはDIPにおける商標審査官が登録審査に利用するとともに、出願人が参考にすることを目的として公開されており、商標の審査に関する基本事項と異議申立手続に関して記載されている。本ガイドラインの構成は下記のとおりである。

序文

第1章 商標の定義

第2章 登録可能な商標

第1部 商標の識別力

第2部 登録が禁止される商標

¹⁰⁵ タイ商標法

http://www.ipthailand.go.th/en/index.php?option=com_docman&task=cat_view&gid=189&Itemid=169

(タイ語)(英語)(最終アクセス日:2015年1月6日)

https://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/thailand/shouhyou.pdf#search=%E3%82%BF%E3%82%A4+%E5%95%86%E6%A8%99%E6%B3%95 (日本語)(最終アクセス日:2014年8月22日)

¹⁰⁶ タイ地理的表示法

<http://www.thailandlawyercenter.com/?lay=show&ac=article&Id=538974051&Ntype=19> (タイ語)

(最終アクセス日:2014年8月22日)

¹⁰⁷ 商標審査及び異議申し立て実施ガイドライン

http://www.ipthailand.go.th/index.php?option=com_content&view=article&id=574&Itemid=407

(タイ語)(最終アクセス日:2014年8月22日)

第3部 同一又は類似の商標の判断
第3章 異議申立
附則

5. 2. 1 審査基準関連資料の法的な位置付け及び法的拘束力

タイにおいて公開されている審査基準関連資料の位置付けは以下のとおりである。

①商標審査及び異議申立実施ガイドライン

本ガイドラインは法的拘束力のない指針であり、裁判では参考程度に扱われている。

5. 2. 2 審査基準関連資料の作成及び改訂

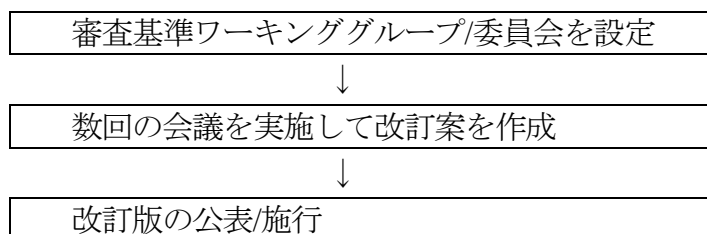
(1)審査基準関連資料改訂の理由

審査基準関連資料の改訂としては次の理由が挙げられる。

- ・ 関係法令の変更
(WIPO 改正も含む)
- ・ 審査業務において問題を見つけた場合
(審査結果の一貫性を確保し、現代的な審査を実施するため)

(2)審査基準関連資料の改訂の流れ

DIP における審査基準関連資料の作成及び改訂の流れは下記の通りである。



5. 2. 3 審査基準関連資料の改訂の頻度

DIP が作成・公開している審査基準関連資料などの更新頻度並びに最新の改訂・発行時期は下記の通りである。

①商標審査及び異議申立実施ガイドライン

発行時期: 2009 年に作成し、2012 年 12 月に公開。
改訂の頻度: 不定期
最近の改訂時期: 2012 年 12 月
改訂の概要: 公開に向けた修正等

5. 3 商品・役務の区分に関して

タイはニース協定には加盟していないが、1992 年商務省告示第 2 部¹⁰⁸に従って、ニース協定に基づく国際分類を採用している。指定商品・役務の区分及び表示の判断方法、商品・役務の類否の判断方法については以下の通りである。

5. 3. 1 指定商品・役務の区分及び表示の判断方法

指定商品・役務の区分及び表示の判断に関して具体的に記述がされた資料はない。

¹⁰⁸ 1992 年商務省告示第 2 部「商品及び役務の指定について」

http://www.s-i-asia.com/wp-content/themes/standard_black_cmspro/img/Notification-of-Ministry-of-Commerce-1.pdf (日本語) (最終アクセス日:2015 年 1 月 16 日)

5. 3. 2 商品・役務の類否の判断方法

商品・役務の類否の判断に関して、公開している審査基準に照らして判断している。ただし、JPOの「類似商品・役務審査基準」に相当する具体的な類似基準を記載したのではない。

基準名: 商標審査及び異議申立実施ガイドライン

第2章 登録可能な商標

第3部 同一又は類似の商標の判断

- (1)分類が同じであり特徴が同じである商品リスト
- (2)分類が同じであるが特徴が異なる商品リスト
- (3)分類が異なるが特徴が同じである商品リスト
- (4)分類が異なり、特徴も異なる商品リスト

上記の「第3部 同一又は類似の商標の判断」において示されている各項目のリストは下記のとおりである。

(1)分類が同じであり特徴が同じである商品リスト

- ・アヘン安息香チンキ(第5類)と充血緩和剤(第5類)
- ・空調機(第11類)と電動ファン(第11類)
- ・Tシャツ(第25類)と下着(第25類)
- ・銀行業務(第36類)と保険業務(第36類)

(2)分類が同じであるが特徴が異なる商品リスト

- ・肥料(第1類)と工業用接着剤(第1類)
- ・リップスティック(第3類)と洗剤(第3類)
- ・鉛筆(第16類)とティッシュペーパー(第16類)

(3)分類が異なるが特徴が同じである商品リスト

- ・ブレーキ液(第1類)と潤滑油(第4類)
- ・ビール(第32類)とアルコール(第4類)
- ・ソフトウェア(第9類)とソフトウェア設計サービス(第42類)
- ・テレビ放送サービス(第38類)とテレビ番組制作サービス(第41類)

(4)分類が異なり、特徴も異なる商品リスト

- ・塗装(第2類)と床タイル(第19類)
- ・金属製梯子(第6類)とエレベータ(第7類)
- ・ソーセージ(第29類)とパン(第30類)
- ・航空機修理サービス(第37類)と飛行機旅行サービス(第39類)

5. 4 審査基準関連資料の内容について

DIP が作成している審査基準関連資料において、下記項目に該当する箇所は以下のとおりである。

5. 4. 1 自国以外の歴史上の人物名からなる商標登録出願に関する規定

タイにおいて、自国以外の歴史上の人物からなる登録商標出願に関する規定はない。外国の有名な人物の名前に対する出願があった場合、小商標委員会にて議論を行い、判断される。小商標委員会は 8～10 名の外国語や外国文化(日本を含む)に詳しい委員から構成され、月 1 回開催される。外国語を含む商標の出願があった場合にも、この小商標委員会において議論が行われる。

通常の氏及び名の取り扱いに関しては、識別力の点で、以下に基準が示されている(本記載に関しては自国以外の歴史上の人物からなる登録商標出願に関する規定として分類していない)。

基準名: 商標審査及び異議申立実施ガイドライン

第 1 章 商標の定義

第 2 章 登録可能な商標

第 1 部 商標の識別力

上記においては、登録可能な名、氏、氏名(フルネーム)、法人名に関する基準についてそれぞれ記載されている。

5. 4. 2 地理的表示・原産地呼称を商標として登録するための規定

タイにおいて地理的表示・原産地呼称を保護するための規定は以下の通りである。

(1)地理的表示・原産地呼称を保護する法律(制度)

タイにおいて地理的表示・原産地呼称は地理的表示法によって保護される。地理的表示に関する法律に基づいて保護されている地理的表示に該当する商標は登録を認めていない(商標法第 8 条(12))¹⁰⁹。

(2)地理的表示・原産地呼称の主体要件の審査、資料、プロセス等

タイにおいては地理的表示登録の出願要件を次のように定めている(地理的表示法第 10 条)。

- ・ 出願人に関する情報
- ・ 出願する地理的表示又は原産地名称
- ・ 出願する地理的表示又は原産地名称が対象とする産品
- ・ 地理的表示の対象となる地理的原産地
- ・ 出願する地理的表示の品質、名声又はその他の性質に関する詳細
- ・ 当該製品に起因する特徴又は品質が、その地理的起源に帰する旨の情報
- ・ 出願する地理的表示又は原産地名称の具体的な使用規則等

タイにおいては次の者が登録出願を行うことができる(地理的表示法第 9 条)。

- ・ 政府機関、公共機関、公営企業、地方行政機関又は行政機関。ただし、その商品の地理的原産地を管轄する責任のある法人格を有する場合に限る。
- ・ 自然人、団体又は法人。ただし、地理的表示を使用した商品に関する事業を行い、商品の地理的原産地に住所がある場合に限る。
- ・ 地理的表示を使用した商品の消費者団体又は消費者機関

政府機関や公的機関の場合、その長が証明した ID(身分証明)を、法人の場合は会社設立証明書、個人の場合は国の ID(国民身分証明書)¹¹⁰のコピーの提出が必要であるとされている。

¹⁰⁹ 諸外国の地理的表示保護制度及び同保護を巡る国際的動向に関する調査研究
http://www.aiippi.or.jp/pdf/hokoku/h23/h23_report_01.pdf (日本語) (最終アクセス日:2015 年 1 月 19 日)

¹¹⁰ 国民身分証明書(パート・プラチャーチョン)
<http://www.sabai-life.com/thailand20.html> (日本語) (最終アクセス日: 2015 年 1 月 6 日)

5. 4. 3 登録要件や不登録事由に関する規定

(1)登録要件に関する規定

商標の登録要件は下記にまとめて記載されている。

基準名: 商標審査及び異議申立実施ガイドライン 第1章 商標の定義 第2章 登録可能な商標 第1部 商標の識別力

上記の審査基準において、「第1章 商標の定義」では複数の例を示しながら登録可能な商標を説明している。また「第2章 登録可能な商標 第1部 商標の識別力」では、例を示しながら商標の識別力について説明をしている。

(2)不登録事由に関する規定

商標の不登録事由に関しては、以下にまとめて記載されている。

基準名: 商標審査及び異議申立実施ガイドライン 第2章 登録可能な商標 第2部 登録が禁止される商標
--

上記審査基準において、国旗や王室の紋章等の例を複数示しながら登録ができない商標を説明している。

5. タイ

(1) 知的財産庁

- Department of Intellectual Property (DIP)

<http://www.ipthailand.go.th/>

(最終アクセス日:2015年2月12日)

(2) 商標関連法規・規則等

- 商標法 B.E.2543(2000年)法律(第2号)により改正された1991年10月28日法律

http://www.ipthailand.go.th/en/index.php?option=com_docman&task=cat_view&gid=189&Itemid=169 (タイ語) (英語) (最終アクセス日:2015年1月6日)

<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/thailand/shouhyou.pdf#search='%E3%82%BF%E3%82%A4%E5%95%86%E6%A8%99%E6%B3%95'>

(日本語) (最終アクセス日:2014年8月22日)

- 地理的表示法 2003年

<http://www.thailandlawyercenter.com/?lay=show&ac=article&Id=538974051&Ntype=19> (タイ語) (最終アクセス日:2014年8月22日)

(3) 審査基準関連資料

- 商標審査及び異議申し立て実施ガイドライン

http://www.ipthailand.go.th/index.php?option=com_content&view=article&id=574&Itemid=407 (タイ語) (最終アクセス日:2014年8月22日)